平成28年第1回砂川市議会臨時会

平成28年2月1日(月曜日)第1号

○議事日程

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

辻 勲議員

武田 真議員

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

自 2月 1日

至 2月 1日

日程第 3 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて

1 日間

日程第 4 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

○出席議員(13名)

長 飯 澤 明 彦 副議長 水 島 美喜子 君 議員増井 浩 議 員 多比良 君 増山 裕 司 君 中 道 佐々木 政 幸 君 武 \mathbb{H} 武 田 圭 介 君 辻 北 文 夫 君 谷 沢田広 小 黒 弘君

君

君

君

和

博 武

伸

真 君

勲 君

志君

○欠席議員(0名)

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂][[市 長 出 雅 文 砂川市教育委員会委員長 芳 遠 藤 春 砂川市監査委員 奥 Ш 昭 砂川市選挙管理委員会委員長 子 其 \mathbf{H} 晶 砂川市農業委員会会長 邊 勝 郎 渡

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長 丸 誠 病 院事業管理者 小 熊 豊 部 長 務 湯 浅 克 己 兼 会 計 管 理 者 総 部 監 崎 弘 務 審 議 熊 豊 市 民 部 長 高 橋 済 経 部 長 \blacksquare 伏 清 巳 設 長 古 繁 建 部 木 信 病 院 事 長 氏 家 実 務 局 務 総 課 長 安 \mathbb{H} 貢 整 課 長 原 之 政 策 調 河 希

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

長 ŀ. 克 教 育 井 也 教 育 次 長 和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長

湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長

田 伏 清 巳

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

務 局 興 長 田 和 事 務 局 次 長 高 橋 伸 局 主 幹 佐々木 事 務 純 人 事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから平成28年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び武田真議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、2月1日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第3、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議 題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて ご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分した条例は、砂川市税条例等の一部を改正する条例であり、専決処分年月日は 平成27年12月30日であります。

専決処分の理由でありますが、平成27年10月2日付総務省自治税務局各課長連名通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」の一部見直しに伴う砂川市

税条例等の一部を改正する条例の制定については、この条例の適用期日を、地方税分野における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日である平成28年1月1日以前とする必要があることから、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により制定いたしましたので、承認を求めるものであります。

初めに、改正の経過を申し上げますが、平成27年12月16日に決定された平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、平成27年10月2日付総務省自治税務局各課長連名通知の一部見直しが行われたことから改正をするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成27年6月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものであります。

第51条は、市民税の減免の定めであり、第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改めるものであります。

第130条の10の3は、特別土地保有税の減免の定めであり、第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」及び「個人番号又は」を削るものであります。

次に、第2条は、砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この条例は、平成27年12月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものであります。

第2条のうち第130条の10の3は、特別土地保有税の減免の定めであり、第2項第1号中「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。第2条の説明の中で市税条例の改正の部分、この改正は平成27年 12月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例と言うところをこの条例はと申し 上げました。こちらについて訂正をお願いいたします。 ○議長 飯澤明彦君 以上で議案の提案説明を終わります。 これより議案第5号の質疑に入ります。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第5号の質疑を終わります。 続いて、議案第5号の討論に入ります。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定に ついて

> 議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

> 議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

> 議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

○議長 飯澤明彦君 日程第4、議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私から議案第3号、議案第1号、議案第2号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当を改定

するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては11ページ、議案第3号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「100分の75」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の「100分の35」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改めるもので、平成27年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

別表第2、別表第5の給料表の改正でありますが、3ページから5ページが改正後の給料表となっております。

職員に対する影響につきましては、行政職給料表で平均1,498円、0.48%の引き上げ、医療職給料表(3)で平均1,140円、0.34%の引き上げとなり、砂川市平均では1,488円、0.48%の引き上げとなっておりますが、現状といたしましては平成27年4月からの給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引き下げに伴い、約半数の職員は経過措置として現給保障の給料額となっており、改正後の給料表が適用されず、引き上げとならないことから、実質的な影響額は抑えられるものであります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ、「100分の80」に、第2項中、再任用職員の勤勉手当の額の「6月に支給する場合においては100分の40」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ、「100分の37.5」に改めるもので、平成28年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであり、ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

なお、給料表の詳細につきましては、13ページから附属説明資料ナンバー2として改 正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、 本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第1号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第 5 条は、期末手当の定めであり、第 2 項の表中、 1 2 月に支給する期末手当の額について在職期間が 6 カ月の「 1 0 0 分の 2 1 0」を 1 0 0 分の 1 0 引き上げ、「 1 0 0 分の 2 2 0」に、在職期間が 3 カ月以上 6 カ月未満の「 1 0 0 分の 1 0 5」を 1 0 0 分の 5 引き上げ、「 1 0 0 分の 1 1 0」に、在職期間が 3 カ月未満の「 1 0 0 分の 5 5」を 1 0 0 分の 2 引き上げ、「 1 0 0 分の 5 7」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長の期末手当を改定するため、 本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中、12月に支給する期末手当の額について「100分の210」を100分の10引き上げ、「100分の220」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成

27年12月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

なお、教育委員会委員長の期末手当につきましては、旧教育長に関する経過措置により、 なおその効力を有している教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第4条に おいて本条例第4条の規定を準用するものと規定されているところであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。議案第2号の説明の中で教育委員会教育長の期末手当と言うところ を教育委員会委員長のというふうに説明を申し上げました。こちらについて訂正をお願い 申し上げます。

- ○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。
- ○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第4号 砂川市病院事業管理者の給与及び 旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議 案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、 右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中、12月に支給する期末手当の額について「100分の210」を100分の10引き上げ、「100分の220」に改めるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第3号、第1号、第2号及び第4号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) ただいま上程されております議案第1号から4号まででありますが、特に議案第3号について質疑をさせていただきます。

先ほどの提案説明にもありましたが、今回の条例改正は国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給与月額及び勤勉手当を改定するものであります。つまり人事院勧告に基づいての改定ということになります。そもそも地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第3項によれば、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとあります。これが均衡の原則です。また、この均衡の原則については、これまで国家公務員の給与に準ずることにより実現されると解されてきたところです。いわゆる国公準拠が必要ということです。さらに、各自治体では労使の慣行により人事院勧告を互いに尊重するということになってきているのだと思います。そこで、以上のことを踏まえ、3点ほど何います。

まず、第1点目は、人事院勧告の意義について砂川市としてはどのように認識しているのかを何います。

次に、今回の人事院勧告は、昨年に引き続き2年連続でのプラス改定となったところです。このプラス改定の背景をどのように分析しているのか、市の見解を伺います。

最後に、ここ数年の人事院勧告、特に行政職の給与勧告の状況について伺います。

- ○議長 飯澤明彦君 総務部長。
- ○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 3点ほどご質問いただきましたので、順次ご答弁を申し上げたいと思います。

まず初めに、人事院勧告の意義ということであります。人事院勧告につきましては、労働基本権制約の代償措置として国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は経済、雇用情勢等を反映して労使交渉等により決定をされております民間の給与水準に準拠して定めるということにされておりますので、砂川市につきましてもこれらの考え方に基づき国家公務員の給与が適用されておりますので、砂川市におきましても情勢適応の原則等に基づきまして、これらについて準拠してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目のプラス改定の意義ですが、今回の給与改定による影響額という形で説明をさせていただきたいと思いますけれども、このたびの給与改定に伴います影響額につきましては、市役所職員の一般職全体で給与表の改定では給料の引き上げ分といたしまして約165万円、管理職手当、時間外手当のそのはね返り分といたしまして5万円、6月、12月の期末、勤勉手当へのこれらの給与の改定のはね返り分が50万円で、合わせて約220万円となるところであります。また、12月勤勉手当の改定分であります約630万円を加えますと、総額で約850万円の影響を及ぼすという形になっておりますので、このような形で給与の改定が行われまして、これまでの給与改定の中では減額改定が続く年が多かった中、2年連続の給与改定ということになりますので、市の経済的にも影響を与えるものも若干はあろうかなと考えているところでございます。また、このほか共済費の事業主負担というのもございますので、こちらが約220万円となっております

ので、全体といたしまして1,070万円ほどの増額となっているところでございます。

続きまして、これまでの人事院勧告の経過ということでご説明をさせていただきたいと 思います。かなり過去にさかのぼることにはなりますけれども、給与表の改定につきまし ては平成11年度までは引き上げ改定が続いておりましたが、民間賃金の厳しい支給状況 などを反映いたしまして、14年度に初のマイナス勧告が出されたところであります。そ の後におきましても19年度に引き上げ改定があったものの、15年度、17年度、また 21年度から23年度までは引き下げ改定が続いてきたところでもあります。この間平成 18年度には給与構造改革として地域の民間賃金を反映させるための地域手当等が新設さ れておりますので、給料表全体はその時点で平均4.8%の大幅な引き上げがなされたと ころであります。また、提案説明の中でもご説明を申し上げましたとおり、今年度からは 地域間と世代間の給与配分を民間の実情に合わせる給与制度の総合的見直しに伴いまして 平均2%の引き下げが実施をされておりますので、約半数の職員につきましては経過措置 等により給与が据え置きとなっていることから、今回の改定の影響を受けないというとこ ろになっているところでございます。また、期末、勤勉手当の推移についてでありますが、 平成3年度、4年度に年間支給月数が5.45月と過去最高となりましたが、5年度以降 につきましては17年度及び19年度に引き上げ改定があったものの、引き下げの傾向が 続いており、22年度には3.95月まで引き下げとなったところであります。この支給 月数は25年度まで続きましたが、昨年度は給料表の改定と同様に引き上げ改定で4.1 月に、今年度は2年連続での引き上げ改定で4.2月となったところであります。なお、 今回の給料表及び勤勉手当の引き上げ改定は、昨年度に引き続き民間企業における賃金引 き上げの動きを反映したものでありますが、2年連続で給料表及び期末、勤勉手当が引き 上げられたのは24年ぶりとなっているところであります。

失礼いたしました。平成18年度の給与改定の給料表の給与構造改革の部分につきまして、給料表の全体の引き下げということで平均4.8%の引き下げのところを平均4.8 %の引き上げと申し上げました。こちらについて訂正をよろしくお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 人事院勧告の意義についてご説明いただいたところなのですけれども、言うまでもありませんが、公務員というのは憲法により全体の奉仕者とされ、職務の遂行に当たっては政治的な影響を受けることなく、中立、公平性が強く求められているところです。人事院勧告制度というのは、労働基本権が制約されている公務員に代償措置というお話も先ほどありましたが、代償措置、そしてまた身分を保障し、公務員が政治的な影響を受けることなく職務を遂行する仕組みでもあります。この勧告を都合のいいときだけ受け入れ、身分は保障してもらい、都合が悪くなると実施しないということになりますと、その制度自体を壊すということにもなりかねません。砂川市においてはこれまでも、そして今後においても労使ともども人事院勧告を尊重していくということで理解してよろしい

でしょうか。

- ○議長 飯澤明彦君 総務部長。
- ○総務部長 湯浅克己君 砂川市におきましては、これまでも人事院勧告を準拠するような形で給与改定等も行ってきておりました。基本的にはこのような形の中で労使ともに協議を行い、進めているところでございますけれども、また人事院勧告以外の部分の例えば財政状況によってはそれらについての検討も要するところはあろうかと思いますけれども、基本的な流れといたしましては人事院勧告に準拠して給与改定を行うという考え方でございます。
- ○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号、第1号、第2号及び第4号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の討論に入ります。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で日程の全てを終了しました。 これで平成28年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。 閉会 午前10時29分 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年2月1日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員